

医療費適正化基本方針の概要

○ 平成24年9月28日告示

記載事項		内 容 (ゴシックは、基本方針(たたき台)からの主な変更点)																
(1) 住民の健康の保持の推進 に関する事項	目 標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度全国目標</th> <th>都道府県目標設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定健康診査実施率</td> <td>70%以上</td> <td rowspan="2">○ 左記全国目標を達成する上で、必要な保険者種別毎の目標と、都道府県内の保険者の構成割合を勘案して国が示す方法により算出した実施率を参考に設定</td> </tr> <tr> <td>② 特定保健指導実施率</td> <td>45%以上</td> </tr> <tr> <td>③ メタボ該当者・予備群の減少率</td> <td>25%以上減少</td> <td>○ 左記全国目標を目安に設定</td> </tr> <tr> <td>④ たばこ対策</td> <td>—</td> <td>○ (例) 禁煙の普及啓発施策に関する目標を設定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度全国目標	都道府県目標設定の考え方	① 特定健康診査実施率	70%以上	○ 左記全国目標を達成する上で、必要な保険者種別毎の目標と、都道府県内の保険者の構成割合を勘案して国が示す方法により算出した実施率を参考に設定	② 特定保健指導実施率	45%以上	③ メタボ該当者・予備群の減少率	25%以上減少	○ 左記全国目標を目安に設定	④ たばこ対策	—	○ (例) 禁煙の普及啓発施策に関する目標を設定		
	項目	平成29年度全国目標	都道府県目標設定の考え方															
① 特定健康診査実施率	70%以上	○ 左記全国目標を達成する上で、必要な保険者種別毎の目標と、都道府県内の保険者の構成割合を勘案して国が示す方法により算出した実施率を参考に設定																
② 特定保健指導実施率	45%以上																	
③ メタボ該当者・予備群の減少率	25%以上減少	○ 左記全国目標を目安に設定																
④ たばこ対策	—	○ (例) 禁煙の普及啓発施策に関する目標を設定																
	都道府県が取り組むべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健康診査・特定保健指導等の円滑な実施の支援や広報・普及啓発等 (例) 保険者に対する有益な情報提供 / 特定健康診査等に携わる人材の育成のための研修 市町村がん検診との同時実施に向けた効果的な周知についての助言 / 保険者協議会に対する助言・支援 等 ○ たばこ対策 (例) 普及啓発、相談体制の整備等 																
(2) 医療の効率的な提供の推進 に関する事項	目 標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度全国目標</th> <th>都道府県目標設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 平均在院日数の短縮</td> <td>—</td> <td>○ 都道府県医療計画における基準病床等を踏まえ、国から提供される設定方法により算出した平均在院日数の推計値を参考に設定</td> </tr> <tr> <td>② 後発医薬品の使用促進</td> <td>—</td> <td>○ (例) 後発医薬品の数量シェアや普及啓発等施策に関する目標を設定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度全国目標	都道府県目標設定の考え方	① 平均在院日数の短縮	—	○ 都道府県医療計画における基準病床等を踏まえ、国から提供される設定方法により算出した平均在院日数の推計値を参考に設定	② 後発医薬品の使用促進	—	○ (例) 後発医薬品の数量シェアや普及啓発等施策に関する目標を設定							
	項目	平成29年度全国目標	都道府県目標設定の考え方															
① 平均在院日数の短縮	—	○ 都道府県医療計画における基準病床等を踏まえ、国から提供される設定方法により算出した平均在院日数の推計値を参考に設定																
② 後発医薬品の使用促進	—	○ (例) 後発医薬品の数量シェアや普及啓発等施策に関する目標を設定																
	都道府県が取り組むべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の機能分化・連携 (例) 地域連携クリティカルパスの活用等/療養病床の転換に関する相談窓口の設置等 ○ 在宅医療・地域ケアの推進 (例) 地域包括ケアシステムの構築に関する取り組み等 ○ 後発医薬品の使用促進 (例) 後発医薬品の使用促進に関する協議会を活用した普及啓発等 																
(3) 保険者、医療機関等との連携、協力に関する事項		○ 保険者協議会等の場を活用した連携・協力																
(4) 医療に要する費用の調査及び分析に関する事項		○ 医療費、医療費の伸びの全国的な位置付け等の把握、分析																
(5) 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項		○ 適正化効果の推計には、生活習慣病対策による効果、平均在院日数の短縮効果を反映させて算定(推計ツール配布)																
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項		○ 平成27年度に中間評価、平成30年度に実績評価を実施																
(7) その他必要と認める事項		○ (例) 意識啓発を通じた適正受診の促進等																

○ 平成24年11月28日 国が「平均在院日数の目標の推計ツール」、「都道府県医療費の将来推計ツール」を提供